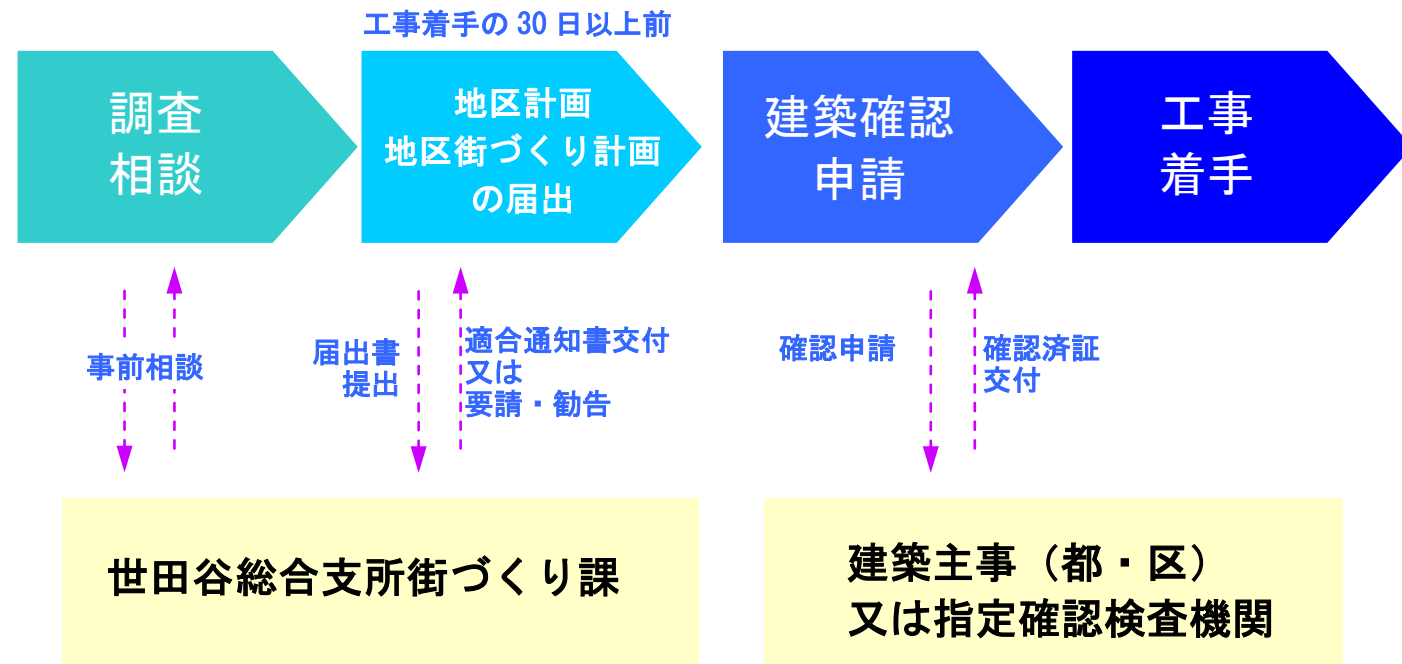


## 建替え等の際に必要な手順

地区内で新築、建替え等を行う方は、工事着手の30日前で、かつ建築確認申請の前までに世田谷区への届出が必要です。新築や建替え等をお考えの方は、まず、世田谷総合支所街づくり課までご相談ください。

### 届出が必要な行為

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更



## 相談・届出窓口

世田谷区  
世田谷総合支所  
街づくり課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-22-33 区役所第三庁舎2階  
電話：03-5432-2872 FAX：03-5432-3055  
世田谷区のホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp>

# 三宿一丁目地区

## 地区街づくり計画 地区計画

地区街づくり計画とは、  
世田谷区街づくり条例にもとづいた地区単位の街づくりのルールです。  
地区計画とは、  
都市計画法に基づき、建築物の用途や形態、道路や公園の配置などについて、  
地区のルールを一定の範囲内で定める制度です。



世田谷区

